

墨田区木造建築物防火・耐震化改修促進助成条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>（防火・耐震化改修促進区域の指定）</p> <p>第3条 区長は、緊急に木造建築物の防火・耐震化改修の促進を図る必要があると認める区域について、防火・耐震化改修促進区域として、期間を定めて指定する<u>ものとする。</u></p> <p>2 〔略〕</p> <p>（助成金の額及び助成回数）</p> <p>第5条 助成金の額は、<u>防火・耐震化改修に係る工事費の額（他の助成事業により助成の対象とされている経費と重複する経費を除く。）とし、100万円を上限とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、前項の助成金の額に規則で定める額を加算することができる。</u></p> <p>3 <u>助成は、同一建築物に対し1回とする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、2回とすることができる。</u></p> <p>4 <u>前項ただし書の場合における助成金の総額は、第1項に規定する上限額（第2項の規定により加算する場合は、加算後の額）の範囲内とする。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 区長は、<u>不燃化促進区域のうち、緊急に木造建築物の防火・耐震化改修の促進を図る必要があると認める区域について、防火・耐震化改修促進区域として、期間を定めて指定する。</u></p> <p>2 〔略〕</p> <p>（助成金の額及び助成回数）</p> <p>第5条 助成金の額は<u>100万円を上限とし、助成は同一建築物に対し1回限りとする。</u></p>

付 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。